

2023年6月7日

石木ダム事業起業者
佐世保市長 宮島 大典 殿

石木ダム事業起業者（長崎県・佐世保市）への要請

石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会
要請連名者名簿は最後部に掲載
一般配布版は名簿削除

「石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」は、「ダム建設予定地の個人の所有地の一部を共有地とし、多くの人々で共有して、皆の意思と力でこの土地を守っていこう」とする共有地権者の集まりです。私たちは石木ダムに必要性がないこと、また、「起業者による収用明渡を迫る権利の執行は、必要性を喪失している」と考えています。以上の立場から、以下の要請を行います。

1. 私たち共有地権者は、起業者が収用地内で工事等を行なうときは、覚書きに基づいて、被収用者の了解を得るべく話し合い（＝協議）を起業者に求めます。
2. 起業者と私たち共有地権者との話し合いの場を設置することを求めます。

上記要請を行う主な理由は、5つです。

1. 覚書不履行
2. 石木ダム事業は不要
3. 石木ダム事業は弊害しかもたらさない
4. 石木ダム事業への土地収用法適用は、土地収用法の目的に反している
5. 被収用者らは、行政不服審査法に基づく、「石木ダム収用明渡裁決取消しを求める審査請求」中である。

以上

* 上記各理由の説明は、次ページからの【参考】「理由の説明」に記載します。

【参考】「理由の説明」

1 覚書不履行…長崎県は覚書を反故にしています。

長崎県知事と事業地住民3総代が1972年（昭和47年）7月29日に取り交した「石木川の河川開発調査に関する覚書」（資料1）の第4条が反故にされています。

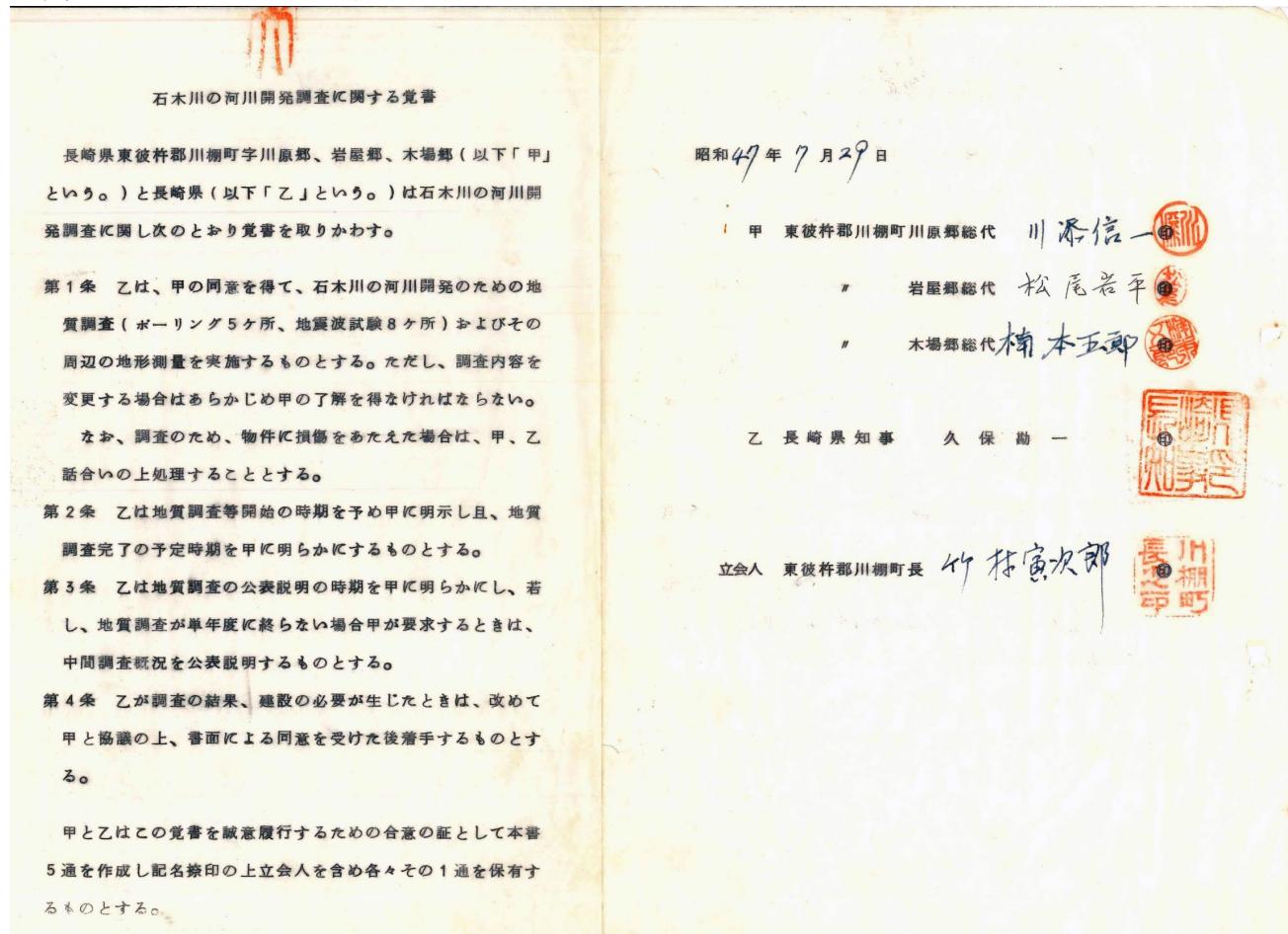
☆ 「石木川の河川開発調査に関する覚書」第4条

- ・乙が調査の結果、建設の必要が生じたときは、改めて甲と協議の上、書面による同意を受けた後着手するものとする。

☆ 覚書の性格同覚書条項以降の記載事項

- ・甲と乙はこの覚書を誠意履行するための合意の証として本書5通を作成し記名捺印の上立会人を含め各々その1通を保有するものとする。
- ・昭和47年7月29日
- ・甲 川原郷総代署名押印、岩屋郷総代署名押印、木場郷総代署名押印
- ・乙 長崎県知事署名公印押印
- ・立会人 川棚町長署名公印押印

資料1 石木川の河川開発調査に関する覚書



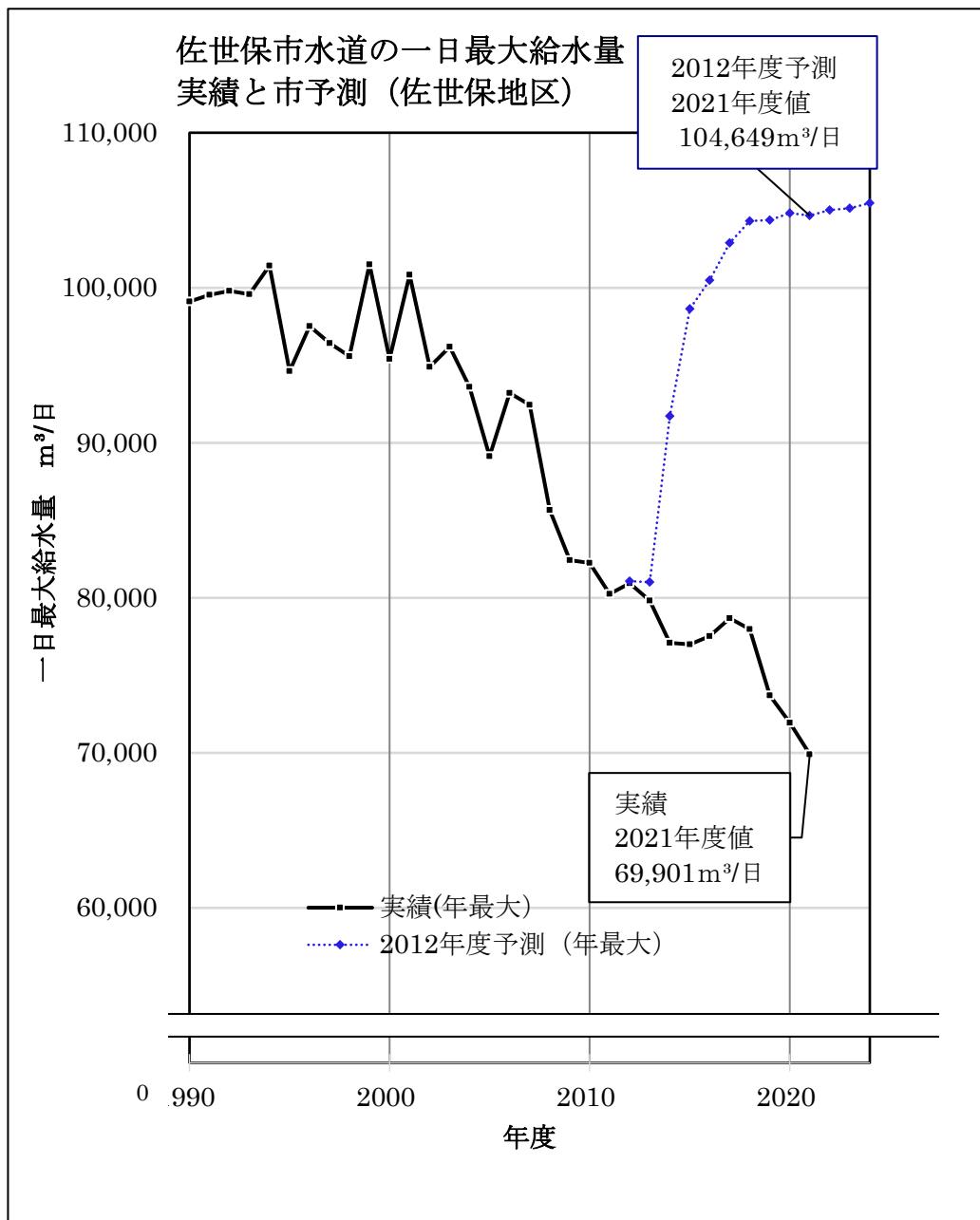
2 石木ダム事業は不要

石木ダムには「佐世保市の『水不足』対策としての水源開発」と、「川棚川の石木川合流地点より下流の洪水対策」の目的があるとされています。

1) 佐世保市の『水不足』対策としての水源開発

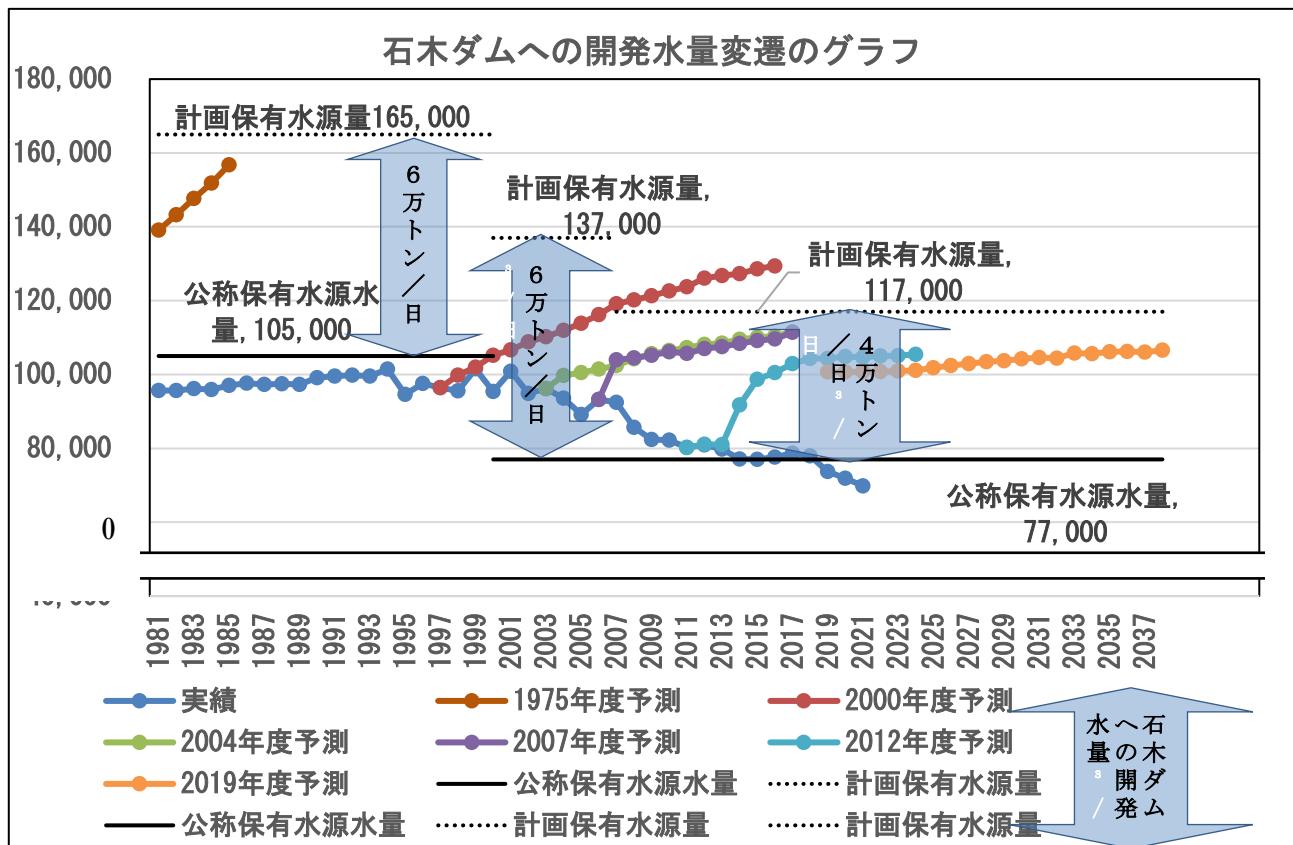
佐世保市は「水不足」ではありません。事業認定当時に想定していた「水不足状態」はすでに回避されています。

ア. 事業認定の根拠とされた佐世保市による 2012 年度需要予測と実績値（年間一日最大給水量）の変遷を下記グラフに示します。



- 2012 年度予測では 2021 年度の予測値を $104,649\text{m}^3/\text{日}$ としていますが、実績は $69,901\text{m}^3/\text{日}$ で予測の 7 割に達していません。

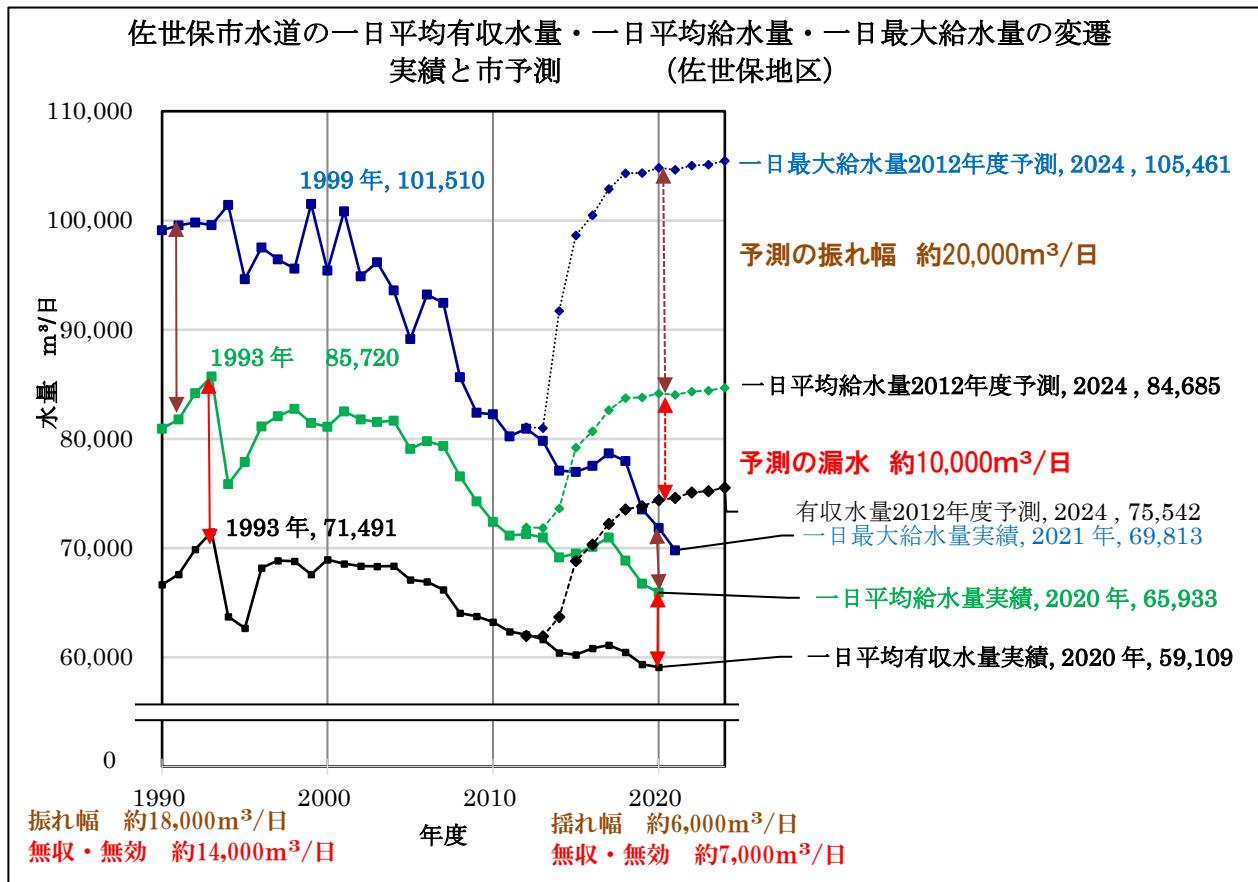
イ. 本事業決定当初から、「石木ダムありき」の水需給予測。グラフを用いて説明します。



- ・計画保有水源量から公称保有水源量を差し引いた分を水源不足量とし、石木ダムへの開発水源量としています。石木ダム事業の上位計画である全体計画では、石木ダムへの開発水源量を 2007 年度までは 6 万 m^3 /日、2007 年度以降は 4 万 m^3 /日としています。
- ・計画保有水源量は、水需要予測をもとに設定しています。
- ・公称保有水源量は、2000 年度に恣意的な評価をおこない、 $105,000 m^3$ /日から $77,000 m^3$ /日に切り下げる事業変更をしています。
- ・年間一日最大給水量の実績は、2000 年度までの公称保有水源量 $105,000 m^3$ /日を超えたことはなく、近年は 2000 年度以降の公称保有水源量 $77,000 m^3$ /日以下になっています。
- ・このように、石木ダムへの水源開発は、実態に即さない水需要予測と保有水源の恣意的過小評価により、その必要性が捏造され続けているのです。

ウ、一日最大給水量の低下傾向についての究明

- 実際に蛇口から使われた水道水量として一日平均有収水量、浄水場から佐世保地区内に送り出された一日平均給水量、その中で年間最大の一日最大給水量の実績と、2012年度予測で算出したそれぞれの予測値の経年変化を次ページに「佐世保市水道の一日平均有収水量・一日平均給水量・一日最大給水量の変遷のグラフ」として示しました。



- ➡ は一日最大給水量（紺線）と一日平均給水量（緑線）の差=一日給水量の振れ幅 を示しています。
 - 1990 年度頃の振れ幅は 2 万 m^3 /日近い 18,000 m^3 /日でした。
 - 近年 2020 年度頃の振れ幅は約 6,000 m^3 /日です。
 - すなわち、振れ幅が 1/3 になっています。
 - 佐世保地区内の水道の使われ方が安定してきたのです。
- ➡ は一日平均給水量（緑線）と一日平均有収水量（黒線）の差=無収・無効水量の合計です。佐世保市の水道事業概要では、無効水量=漏水量としています。
 - グラフには表示できないのですが、漏水量（無効水量）は 2007 年度まで、ほとんどの年が約 10,000 m^3 /日（漏水率は 12%程度）を超えていました。
 - 2008 年度から漏水量は減少し始めて、2020 年度は約 5,000 m^3 /日（漏水率は 7.4%）でした。

- ・ すなわち、漏水量が 1/2（漏水率としては 3/5）になっていたのです。
- ・ 漏水対策の効果と考えられます。
- ・ 1993 年頃からすべてが減少傾向
 - ・ 一日平均有収水量（黒線）は 1993 年の $71,491\text{m}^3/\text{日}$ をピークに、2020 年は $59,109\text{m}^3/\text{日}$ （1993 年度の 83%）まで低下しています。
 - ・ 一日平均給水量（緑線）は一日平均有収水量（黒線）に主として漏水量が上乗せされ、1993 年の $85,720\text{m}^3/\text{日}$ をピークに、2020 年は $65,933\text{m}^3/\text{日}$ （1993 年度の 77%）まで低下しています。
 - ・ 一日最大給水量（紺線）は一日平均給水量（緑線）に一日給水量の最大ふれ幅が加算され、1999 年の $101,510\text{m}^3/\text{日}$ をピークに、2021 年は $69,901\text{m}^3/\text{日}$ （1999 年度の 69%）と 7 万 $\text{m}^3/\text{日}$ を切っています。
 - ・ 以上より、一日最大給水量の減少は、有収水量の減少＝実際に使われる水量の減少、漏水量の減少、水使用の安定化の相乗効果によることが判明しました。
 - ・ 更に、有収水量の減少は、給水人口の低下、節水設備の普及に起因しているので、減少傾向は将来も続きます。
 - ・ よって、一日最大給水量の減少傾向は今後も続きます。

2) 川棚川の石木川合流地点より下流の洪水対策

すでに「石木ダムなし」で対応できています。

- ・ 「石木川合流地点より下流の川棚川は、既往最大の洪水が襲来しても石木ダムなしで安全に流下できる。」と長崎県が認めています。
- ・ その結果、「石木ダムによる本来の治水目的（川棚川の石木川合流地点より下流域の治水安全度 1/100 基本高水流量 $1,400\text{m}^3/\text{秒}$ ）の費用対効果は 0.2 程度でしかない」と長崎県が認めています。
- ・ 1/100 に対応するとしている基本高水流量 $1,400\text{m}^3/\text{秒}$ （山道橋地点到達流量 $1,320\text{m}^3/\text{秒}$ ）は統計学上の生起確率（=そういう事態が生じる確率）が「500 年から 1000 年に 1 度」と異常に低いものです。
- ・ 生じる確率が実際には異常に低く設定された基本高水流量 $1,400\text{m}^3/\text{秒}$ （山道橋地点到達流量 $1,320\text{m}^3/\text{秒}$ ）の洪水が到達したとしても、「石木ダムなしで溢れることなく流下する」ことを長崎県が認めています。

3) 石木ダム事業は弊害しかもたらしません。

- ・ 事業予定地に生息するすべての生き物の生息が継続できません。
- ・ 人権侵害 生活の継続ができないことによる諸々の人権侵害。

- ・環境破壊 緑の宝庫の破壊は地球環境破壊の極みであり、地球温暖化防止に逆行しています。
- ・ホタルや貴重な動植物は、安易な移動・移植計画では再生できません。
- ・次世代の皆さんが、増え続ける無駄な事業費負担を押しつけられます。

4) 石木ダム事業への土地収用法適用は、土地収用法の目的に反しています

● 土地収用法の目的

☆ 土地収用法第1条：この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする。

- ・現在において、石木ダム事業には公共の利益となるものは皆無です。
- ・石木ダムによって破壊される、自然環境の価値と13世帯の皆さんが生活されている価値は、石木ダム事業による公共の利益よりはるかにはるかに大きいのです。
- ・よって、石木ダム事業は「国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする」土地収用法の目的にそぐわず、現在において、同事業への土地収用法の効果（＝収用・明渡）適用は憲法第99条違反です。

5) 被収用者らは、行政不服審査法に基づく、「石木ダム収用明渡裁決取消しを求める審査請求」中です。審査中に土地収用法の効果を適用することはあまりに勝手です。

本件要請連名者数（共有地権者） 83名

本件の連絡先 石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会

代表 遠藤保男

223-0064 横浜市港北区下田町 6-2-28

電話番号 045-877-4970

メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp